「あいな里山市民活動団体」活動規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、国営明石海峡公園神戸地区「あいな里山公園」(以下「本公園」という。) において、市民主体による様々な活動(以下「市民活動」という。)を通し、あいな 里山公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に 伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、国土交通省 近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所(以下「公園事務所」という。)、国営明石 海峡公園神戸地区管理センター(以下「管理センター」という。)、および本公園で 市民活動を行う者(以下「活動者」という。)の役割を定めたものである。

(名称)

第2条 本公園で継続的に市民活動を行う団体を「あいな里山市民活動団体」(以下「市民団体」という。)と称する。

(事務局)

- 第3条 市民活動の事務局を管理センター及び公園事務所に置く。
 - 2 運営においては、事務局が調整を行い、市民活動の円滑化を図る。

第2章 許可関係

(活動の手続き)

- 第4条 市民団体となるには、「あいな里山公園市民活動申請書」(以下「申請書」という。) を提出し、事務局の認定を受けること。
 - 2 市民活動を行うには、「申請書」を提出し、公園事務所の許可または承諾を得ること。
 - 3 許可・承諾の有効期間は、許可・承諾日より当該年度末の3月31日までとする。
 - 4 許可・承諾内容の実施にあたっては、事務局と充分調整を行い、都市公園法及び 公園が定めるルールを遵守すること。
 - 5 活動者は、事務局が認定した、本公園の市民団体の一つ以上に所属し、その所属 する市民団体が定める活動を行うこと。
- 6 許可・承諾を受けた事項を変更しようとするときは、事務局の承認を受けること。 (あいな里山参画団体運営協議会への入会)
- 第5条 市民団体は「あいな里山参画団体運営協議会規約」に従い、「あいな里山参画団体 運営協議会」に入会しなければならない。

(施設の利用)

第6条 市民活動にあたっては、事務局の許可のもと、公園内施設を利用することができる。ただし、公園施設として公平かつ安全・清潔な利用に十分配慮する。

(許可・承諾の取り消し)

- 第7条 公園事務所は、次に示すような場合、申請者に対して、許可・承諾を取り消し、 または、必要な措置を講ずるように命ずることがある。
 - ① 申請内容に虚偽がある場合、または、不正な手段により許可・承諾を受けた場合
 - ② 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
 - ③ 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - ④ 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - 2 前項許可・取り消し決定前に、該当の市民団体の意見聴取を行う。

第3章 活動内容

(活動内容)

- 第8条 市民団体は次の各号に掲げる市民活動を行う。
 - ① 里地里山の活用・管理・保全、自然・歴史文化の体験に関すること
 - ② 本公園が実施する交流行事への協力
 - ③ その他、本公園が認める活動
 - 2 市民活動の内容については、「申請書」に記載する。

(活動エリア)

第9条 市民団体の活動エリアは、本公園の範囲内(未開園区域を含む)で、「申請書」に 定められた区域とする。

(活動報告)

第10条 活動申請の当該年度末に「活動報告書」を事務局に提出する。

第4章 運営体制

(公園連絡担当)

- 第11条 市民団体は、公園連絡担当者を置く。
 - 2 公園連絡担当者は、各団体を代表して事務局との調整を行う。

第5章 入園方法の取扱い

(入園許可証の発行)

- 第12条 活動者には、入園許可証を交付する。
 - 2 入園許可証の有効期間は、許可日より当該年度末の3月31日までとする。
 - 3 入園許可証の取扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することと する。
 - ① 市民活動中は、入園許可証の着用を義務付ける。
 - ② 登録者の責において入園許可証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告する。
 - ③ 入園許可証は登録者本人及び活動日のみ使用できる。
 - ④ 入園許可証の不正使用が認められた場合は、該当する登録者の入園許可証を返却しなければならない。
 - ⑤ 活動者が市民活動を許可期間の中途で停止する際は、入園許可証を返却しなければならない。

(入園料の取扱い)

第13条 市民活動を目的とする活動者本人の来園については、入園許可証を提示することにより、活動日に限って入園料金を無料とする。

(車両入場・駐車許可証の発行)

- 第14条 活動において車両での入園が必要な場合、車両入場・駐車許可証を交付する。 (車両通行規則)
- 第15条 本公園内への車両の乗り入れについては、車両入場・駐車許可証をフロントガラスに必ず掲示して通行し、指定した駐車場に駐車する。
 - 2 乗り入れ可能な範囲は指定した区域までの乗り入れとし、ただし、作業にあたって材料・機材等を運搬するため指定区域外に乗り入れる必要が生じた場合、事前に協議し、入園時間及び走行ルートを調整の上、承諾を得たときは指定区域外に乗り入れることができる。

(駐車料の取り扱い)

第16条 市民活動を目的とする活動者本人の車両の乗り入れについては、車両入場・駐車許可証を提示することにより、活動日に限って駐車料金を無料とする。

(活動時の入園口)

第17条 市民活動時の入園口は、指定した入園口とする。

第6章 資材費・協力費・報酬・賠償等の取扱い

(資材費・協力費等の対象及びその額)

第18条 第8条に掲げる市民活動に対して、事務局は資材費・協力費等を交付すること ができる。

(資材費・協力費等の交付申請)

第19条 資材費・協力費等の交付を受けようとする団体は、申請書を提出する。

(報酬)

第20条 市民活動への報酬は一般的な活動には支給しない。

(賠償)

第21条 市民活動中の事故等による損害について、管理センター及び公園事務所に賠償 を求めることは原則できない。ただし、管理センター及び公園事務所の責に帰す べき理由があるときはこの限りではない。

第7章 安全衛生管理

(安全衛生管理)

- 第22条 市民活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意するとともに、公園利用者の安全に留意する ものとする。
 - 2 事故発生時においては、速やかに事務局に連絡すること。

(公園施設の損傷等)

- 第23条 公園施設を損傷、汚損、又は滅失した場合は、速やかに事務局に申し出ること。
 - 2 自然災害等による施設被害を確認した場合は、速やかに事務局に報告すること。 (刈払機の使用)
- 第24条 刈払機の使用にあたっては、公園事務所が実施する安全講習を受講して使用、 または、安全教育を受講した者の指導のもとで使用しなければならない。

(チェーンソーの使用)

第25条 チェーンソーの使用にあたっては、労働安全衛生法 59 条に定められた「チェーンソー作業従事者特別教育」講習会を受講し、修了証の交付を受けなければならない。

(火気の使用)

- 第26条 公園内の火気使用は禁止する。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。 (保険)
- 第27条 市民団体は、ボランティア保険に加入しなければならない。また、加入に係る 費用は、各団体負担とする。
 - 2 ボランティア保険の有効期限は入園許可期間を含むものとする。
 - 3 会員以外が参加するプログラムを主催で行う場合には、当該プログラムに適用される行事保険に加入する(任意)。また、加入に係る費用は、各団体負担とする。

第8章 活動の終了

(終了)

- 第28条 活動を終了しようとする市民団体は、事前に事務局に申し出た上で、書面にて その旨を提出する。
 - 2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があり、活動が不適と事務局が判断した場合及びおよび第7条による許可の取り消しがあった場合は、活動を終了させるものとする。

(貸与物品の返却)

- 第29条 市民団体が活動を終了する際は、許可証と貸与物品を返却しなければならない。 (活動終了時の措置)
- 第30条 活動を終了する際は、公園を直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復 することが不適当な場合は、事務局の指示に従い、必要な措置をとること。

第9章 その他

(個人情報の取扱い)

- 第31条 活動者の個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及び個人情報保護規程に則り適切に管理する。個人情報は、活動者の認定及び入園許可証、車両入場・駐車許可証の発行許可にかかる協議、市民活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しない。
 - 2 活動者が撮影した写真や映像、及び活動を通じて得た個人情報は個人情報保護法 を順守し責任をもって管理すること。

(規程の変更)

第32条 この規程に定めのない事項で、疑義の生じた場合は、市民団体は公園事務所、 管理センターと協議するものとする。

付則1:この規約は、令和4年4月1日より施行する。

付則2:令和5年2月15日に第27条を改定した。